受付番号	
> <b>3. 4. 4.</b>	

# 罹災証明書等交付申請書

令和O年O月OO日

東庄町長 様

申 請 者 住所 東庄町笹川い4713-131 氏名 東庄 太郎 電話 0478-86-1111

下記の者を代理人と認め、罹災証明に関する権限を委任します。

代理人住所東庄町石出2692-4

氏 名 東庄 二郎

電話 0478-80-3300



次のとおり、被害を受けたので

罹災証明書

たので付を申請します。

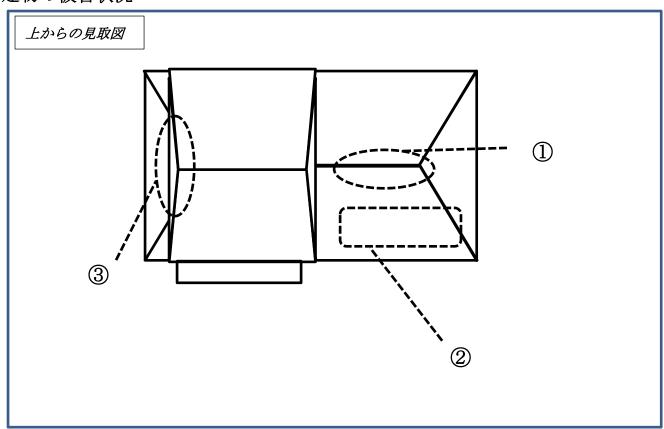
	住 所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
罹災者	氏 名 🗸 申請者と同じ 世帯主 🗸 申請者と同じ			
罹 災 者 との関係	<ul><li>✓ 世帯主 □ 同居の家族 □ その他 ( ) 証明書の 必要枚数 1</li></ul>			
罹災原因	令和O年O月OO日の 台風O号 による被害			
罹災物件 の所在地	東庄町 ダ 罹災者住所と同じ			
	☑ 住 家 □ 非住家 □ 家屋以外の建物等			
罹災物件の 被害状況等	家屋の被害			
	□その他(    )			
添付書類 <b>写真(家屋の全景及び被害状況の確認ができるもの)</b>				
☑ 証明等に際し必要な情報(罹災者世帯の住民記録情報及び罹災物件の固定資産情報)を 公簿等にて確認することを承諾します。				

上記に記載及び✓をし、裏面の被害状況も記入をお願いします。

#### < 町確認欄 >

本人確認(申請人/代理人)	写真確認	受付確認	現地確認	交付確認	備考
マ/ナンハ´ーカート゛・ 免許証 保険証 その他 ( )	□ 添付		月 日		

## 建物の被害状況



#### 被害箇所及び被害状況詳細

① 1階の屋根瓦が 10 枚程度落ちた	6
1階の和室で雨漏りにより、	
② 畳3枚程使えなくなった	⑦
③ 2階外壁面に大きなひびが入った	8
4	9
⑤	

### ≪注意事項≫

- ・この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。(民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。)
- ・罹災証明書の発行は、災害等により被害を受けた住家について、罹災者(世帯主及び居住の家族) の申請に応じて被害の程度を証明するものです。
- ・罹災者以外の方が提出する場合は、罹災者の委任を受けて、提出する必要があります。
- ・被災証明書は、災害等により被害を受けた住家及び非住家等について、所有書等の申請に応じて、 被害があった事を証明するものです。
- ・住家とは、現実に居住(生活の拠点として日常的に使用)のために使用している建物を言います。
- ・非住家とは、住家以外の建物で、事務所、店舗、別荘、空き家(罹災時に生活の拠点として使用していない住宅)、倉庫、車等を言います。

#### ≪申請・添付書類について≫

- ・申請には、申請者又は代理人の本人確認(マイナンバーカード・免許証等)が必要となります。
- ・添付書類として、被害場所の写真が必要になります。 (建物の全景(周囲4方向から)、被害を受けた場所の全景及び被害箇所ごとの写真)